

平成27年1月1日改正相続税法が施行されます。この改正では基礎控除が大幅に引き下げられるなど、皆さまの生活にも大きな影響が考えられます。私たち、司法書士と税理士は、相続・贈与手続（遺産分割、相続放棄、相続・贈与登記など）、相続税、贈与税のエキスパートとして、皆さまの疑問にお答えします。この機会に、相続について考えてみませんか？

# 司法書士・税理士による 相続・贈与**無料**合同相談会

**開催日 平成26年11月22日(土)**

受付時間 10時15分～15時

**予約不要**

相談会場 長野市もんぜんぷら座

**8階 802号会議室**

(〒380-0835 長野市新田町1485-1)

お車でお越しの際は、TOiGOパーキングまたは鍋屋田駐車場をご利用ください。駐車券をもんぜんぷら座事務局にお持ちいただければ、1時間200円の駐車料金を100円（最大2時間まで）助成します。（一部の施設を除く）

**主催** 長野県司法書士会

関東信越税理士会長野支部

問い合わせ先 TEL 026-232-7492

長野県司法書士会総合相談センター